**就学時健康診断を実施します**

問い合わせ 学校教育課学校総務担当　23-5033

来年小学校に入学する児童は、必ず受診してください。

■**受付時間**

　会場により異なります。９月15日以降に送付する通知書で確認してください。

※対象地域の実施日に受診できない場合は、ほかの会場で受診してください。

■**内容**

内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

■**対象**

　平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれの児童

■**持参するもの**

　就学時健康診断票・母子健康手帳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象地域  （就学予定校） | 実施日 | 会場 |
| 古川第一・西古川・東大崎 | 10月15日（木） | 古川総合体育館 |
| 古川第二・富永・高倉・志田 | 10月16日（金） | 古川総合体育館 |
| 古川第四・長岡・宮沢・清滝 | 10月27日（火） | 古川総合体育館 |
| 古川第五 | 10月29日（木） | 古川総合体育館 |
| 古川第三・敷玉 | 10月30日（金） | 古川総合体育館 |
| 松山・下伊場野 | 11月 6日（金） | 松山保健福祉センター（さんさん館） |
| 三本木 | 11月12日（木） | 三本木公民館（館山ホール） |
| 鹿島台 | 11月17日（火） | 鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール） |
| 岩出山 | 11月25日（火） | 岩出山公民館（スコーレハウス） |
| 鳴子・川渡・鬼首 | 10月20日（火） | 鳴子公民館 |
| 田尻・沼部・大貫 | 11月10日（火） | 田尻総合体育館 |

**救急医療を守りましょう**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　23-5311

救急医療の適正な受診が地域医療を守ります。大崎市の救急医療の問題点を考えてみましょう。

**救急医療の問題点**

　大崎市民病院救命救急センターは、高度な処置を必要とする重篤な患者を対象としています。センターでは救急車で来院した人や、早急な処置が必要な人を優先に診療しています。

　ところが、センターに訪れる人のうち、軽症患者は6割近くに上ります。緊急性のない軽症患者が訪れると、一刻を争う重篤な患者への対応が遅れる恐れがあります。

　また、医療従事者の負担を増大させることになり、翌日以降の診療にも差し支えることがあります。

　重篤な人がすぐに治療を受けられるよう、軽症の人は、かかりつけ医や休日当番医、大崎市夜間急患センターを受診しましょう

|  |
| --- |
| **夜間や休日に受診するとき** |
| 急病やけがの応急治療を行います。  ■平日夜間  　大崎市夜間急患センター  　（古川千手寺町二丁目3-15 23-9919）  　受付時間　月～金曜日　19:15～22:00  　　　　　　土曜日　15:00～22:00  ■休日昼間・夜間  　当番医は大崎市医師会ウェブサイト（http://www.furukawa-med.or.jp/）や広報おおさき裏表紙で確認してください。  　診療時間　9:00～17:30、18:00～22:00  ■休日歯科  　大崎口腔保健センター  　（古川南町一丁目6-2 24-5101）  　診療時間　午前　9:00～12:00  　　　　　　午後　13:00～17:00 |
| **夜間にどうしたらよいか迷ったとき** |
| 急病などで翌日に受診するか救急車を呼ぶか迷ったときは、相談してください。  ■対象がおおむね15歳以上の場合  　おとな救急電話相談　#7119  　受付時間　月～金曜日　19:00～翌朝8:00  　　　　　　土曜日　14:00～翌朝8:00  　　　　　　日曜・祝日　8:00～翌朝8:00  ■対象が15歳未満の場合  　こども夜間安心コール #8000  　受付時間　19:00～翌朝8:00 |

**心身障害者医療費助成の申請書の提出が一部不要になります**

問い合わせ 社会福祉課障がい福祉担当　23-2167

市では、一定の障がいがある人の通院・入院などの医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成しています。

　10月1日以降の診療分から、大崎市国民健康保険などに加入している人は、一部の診療区分において、心身障害者医療費助成申請書の提出が不要になります（左表参照）。各種健康保険組合、共済などに加入している人は、これまでと同様に、助成申請書の提出が必要です。

**10月1日診療分から助成申請書の提出が不要になる人**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 次のいずれかに該当する人  ➊大崎市国民健康保険に加入している人（住所地特例の適用を受けている人を含む）  ➋宮城県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療制度に加入している人 |
| 対象となる診療区分 | 医科、歯科、調剤、訪問看護  ※療養費（整骨院、コルセット代など）の分は、これまでと同様に助成申請書の提出が必要です。 |

　なお、助成を受けるには、あらかじめ登録の申し込みが必要です。また、所得や障がいの程度によって制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■**助成対象者**

　次のいずれかに該当する人

➊市内に住所を有する人

➋大崎市国民健康保険または宮城県後期高齢者医療広域連合の住所地特例の適用を受けている人

➌保護者が市内に住所を有し、その被扶養者になっている人

※生活保護受給者は助成を受けられません。

■**対象となる障がいの程度**

　次のいずれかの障がいの程度に該当する人

➊特別児童扶養手当等支給に関する法律施行令別表第3に定める1級

➋療育手帳A（知的障害者福祉法の職親に委託されている場合はB）

➌身体障害者手帳1・2級および内部障害3級（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を有する人）

➍精神障害者保健福祉手帳1級

■**申込方法**

　医療費助成制度への登録申請は、社会福祉課障がい福祉担当、または各総合支所市民福祉課地域福祉担当に申し込み

■**受給資格の更新**

　医療費助成の受給資格は、1年ごとに自動更新されます。すでに受給登録をしている人は、9月下旬に受給者証を郵送で交付します。受給停止の人には、停止通知書を送付します。

■**その他**

　医療費助成に登録した人で、次の内容に変更がある時は、毎回届け出が必要です。

▶住所、氏名、振込口座、加入医療保険など

**下水道を正しく使いましょう**

問い合わせ 下水道施設課維持管理担当　25-5210

9月10日は下水道の日です。下水道は、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、公共用水域（河川、湖沼など）の水質を保全するためにも重要な施設です。

公共下水道が使用できる地域の建物所有者は、下水道に接続することが義務付けられています。

下水道の接続工事や改造・修繕は、市が指定した工事業者のみが行えます。詳しくは、排水設備指定工事業者に相談してください。

　水洗トイレ改造資金の一部を無利子で貸付する制度もあります。詳しくは市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,0,63,154,html）で確認するか、下水道施設課にお問い合わせください。

**下水道の正しい使い方**

　下水道管が詰まり緊急洗浄を行う事例が年に数十回発生しています。下水道を利用する場合は、次のことに注意してください。

■**流してはいけないもの**

▼ 野菜くず、食用油、髪の毛、ビニール類、トイレットペーパー以外の水に溶けない紙類、布類など

▼薬品、アルコール、ガソリンなどの油脂・燃料類

※雨どいなどは汚水管に絶対に接続しないでください。

■**定期的な清掃**

　接続ますなどは定期的に点検し、掃除してください。

　また、飲食店や油を大量に使用する事業所は、グリーストラップなどの油分分離装置の設置が義務付けられていて、定期的な掃除が必要です。

**ご注意ください！**

　市では、業者に巡回を依頼し、個人の宅内排水設備の点検・清掃などをすることはありません。

　詐欺に注意してください。